

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年4月13日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度静岡県介護サポーター育成事業実施業務委託

(2) 業務内容

県内の職業紹介及び介護に関する入門的研修（以下「入門的研修」という。）の実施が可能な事業者が中高齢者等の介護未経験者（以下「未経験者」という。）を募集し、入門的研修を実施するとともに当該研修修了者と介護保険施設等とのマッチングを行い、介護保険施設等への直接雇用へつなげる。

(3) 委託費の限度額 16,000千円（税込み）

2 契約期間

契約締結日から令和4年3月22日まで

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる連合体（以下「コンソーシアム」という。）

なお、コンソーシアムで応募する場合、「次に掲げる要件を全て満たす」とは、(1)から(7)まで並びに(9)及び(10)については、当該コンソーシアムを構成する全ての法人がその要件を満たし、(8)については職業紹介を行う全ての法人がその要件を満たすことをいう。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。

(3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。
- (8) 職業安定法（昭和22年法律第141号）に規定する職業紹介事業の許可を有する法人であること。
- (9) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (10) 緊急時に迅速な対応がとれること。

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館5階
静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課
電話：054-221-2084 FAX：054-221-2142
電子メール：kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 公募要領の交付

ア 交付期間 令和3年4月13日（火）から令和3年4月20日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
の午前9時から午後5時まで（4月20日（火）は午後4時まで）
イ 交付場所 上記(1)及び静岡県介護保険課ホームページ

(3) 提出書類

ア 提出書類 参加表明書、誓約書、企画提案書、業務実績表、見積書
イ 提出期限
参加表明書、誓約書 令和3年4月20日（火）午後4時まで（郵送必着又は持参）
企画提案書、業務実績表、見積書 令和3年4月26日（月）正午まで（郵送必着又は持参）
ウ 提出場所 上記(1)と同じ

(4) 事前説明会

ア 日時 令和2年4月15日（木）午前10時30分から午前11時30分まで
イ 場所 静岡県庁西館5階 会議室
ウ 会場の都合上、参加者は各社2名までとする。

(5) プレゼンテーション

日程等 令和3年4月28日（水）の指定した時刻、場所

6 その他

- (1) 詳細は公募要領による。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課（電話番号 054-221-2084）とする